

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 総合特別区域法による特定国際戦略事業を実施する法人の指定……………一
- (知事本局国家戦略特区推進部国家戦略特区推進課)……………一
- 特定計量器定期検査の実施 (三件)……………一
- ……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 (二件)……………二
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………四
- ……………(同)……………四

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六
- ……………(同)……………六
- 土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数……………七
- ……………(都市整備局市街地整備部管理課)……………七
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………七
- ……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………八

## 告示

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………八

雑報

○東京都職員共済組合障害審査委員規程の一部を改正する規程……………九

……………(東京都職員共済組合)……………九

### 東京都告示第八百七十八号

総合特別区域法 (平成二十三年法律第八十一号) 第二十六條第一項に規定する指定法人に係る指定を次のように行ったので、総合特別区域法施行規則 (平成二十三年内閣府令第三十九号) 第十七條第十項の規定により告示する。

平成二十六年六月九日

東京都知事 外 添 要 一

名称	主たる事業	所	所在地	指定年月日	指定有効期限
森ビル株 式会社	東京都区六本木六丁目十番一 号六本木ビルズ 森タワー			平成二十六年 五月二十三日	平成二十八年 三月三十一日

### 東京都告示第八百七十九号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九條第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九條第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年六月九日

東京都知事 外 添 要 一

一 検査地域 東大和市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年七月十七日から同年八月一日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会 検査機関 の名称

### 東京都告示第八百八十号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九條第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九條第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年六月九日

東京都知事 外 添 要 一

一 検査地域 東久留米市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年七月二十四日から同年八月七日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第八百八十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年六月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 検査地域 立川市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五

十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年七月十日から同年八月八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第八百八十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第六百七十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

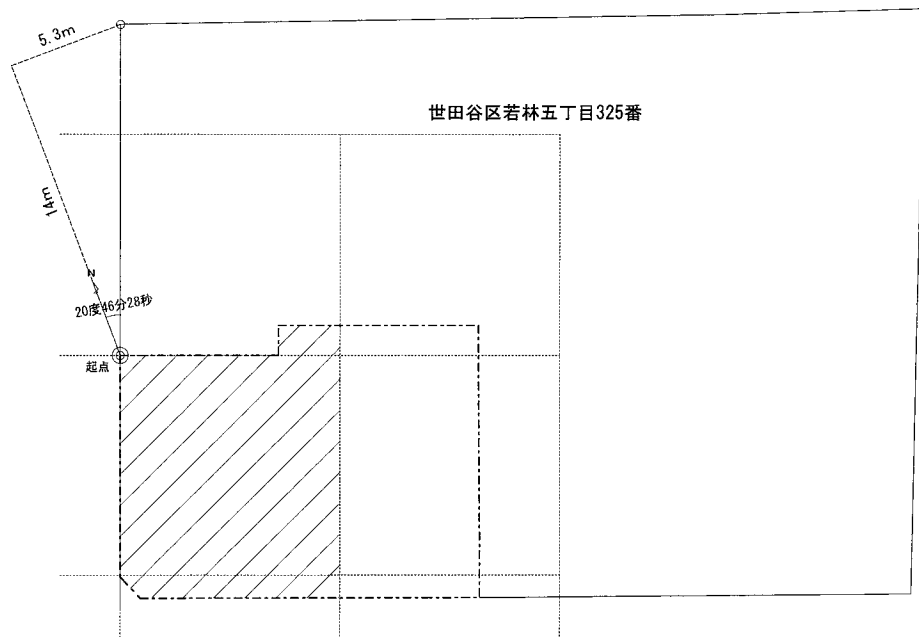
平成二十六年六月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区若林五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物及びシアン化合物  
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【 凡 例 】

- : 調査対象地
- : 筆境界線
- : 単位区画境界線
- ▨ : 指定を解除する区域

【 起 点 】

起点は、世田谷区若林五丁目325番の最北端から西へ5.3m、南へ14mの位置とする。

【 格子の回転角度 】

20度46分28秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百八十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成十九年東京都告示第千五百三十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月九日

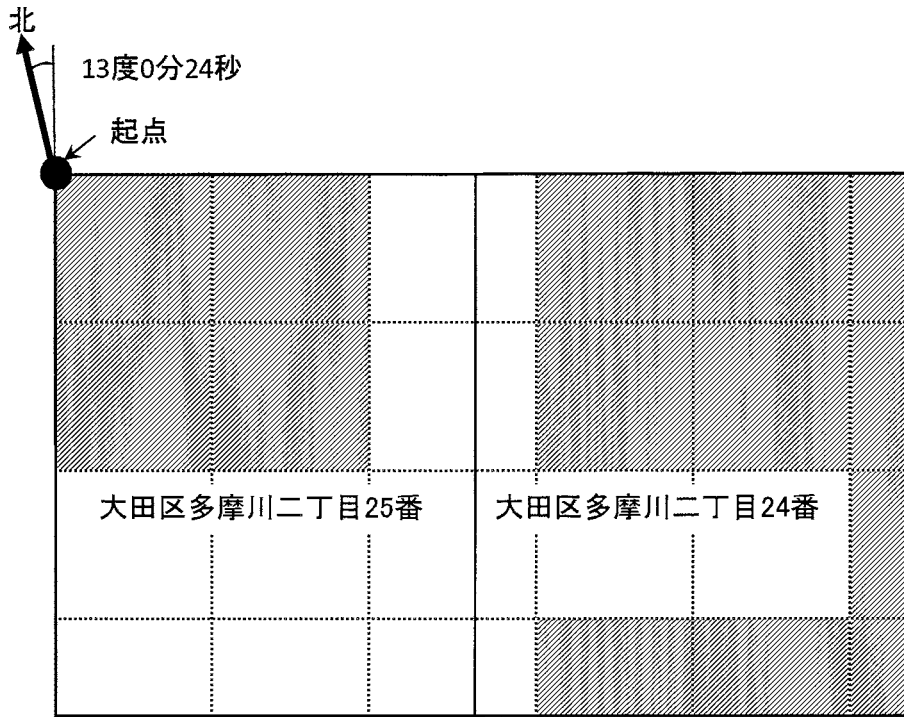
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区多摩川二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【起点】**  
 起点は、大田区多摩川二丁目25番の最北端とする。

**【格子の回転角度】 13度0分24秒**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

**【凡例】**  
 ■ 指定を解除する区域  
 — 筆境界  
 □ 単位区画

●東京都告示第八百八十四号

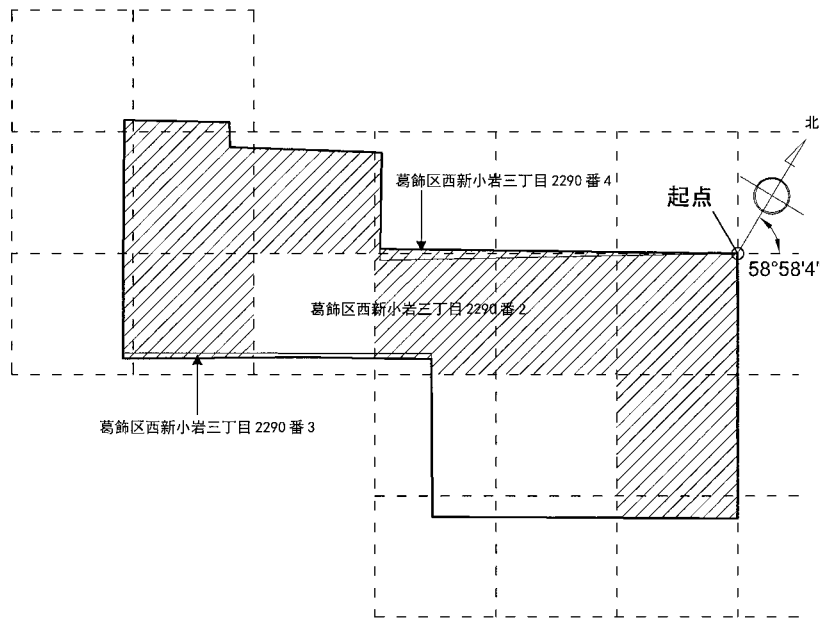
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月九日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区西新小岩三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<b>起点</b>
起点は、葛飾区西新小岩三丁目 2290 番 4 の最北端とする。
<b>格子の回転角度</b> 58° 58' 4"
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。
<b>凡例</b>
— : 敷地境界
— : 筆境界
- - - : 単位区画
▨ : 形質変更時要届出区域

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月九日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十六年四月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハーモニー協会

三 代表者の氏名

中山 董治郎

四 主たる事務所の所在地

東京都小金井市本町五丁目三十九番二十三号 Tコー

ポ

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、知名度は低いが安全で良質な生産品を発掘し、消費者へ普及を図る。自力で消費者への働きかけができない生産者の掘り起こしを行い、消費者へは、きめ細かな生産品情報を、店舗及び定期機関紙・電磁的方法をもって提供する。

生産品への思い入れや苦勞・工夫・レシビなどの情報を消費者へ、消費者は生産品への感謝や感想・激励・要望などの生きた情報を、生産者へ直接提供する。

店舗においては、発掘した生産品を展示販売し、あわせて子供たちが好むいわゆる駄菓子商材を導入し、子供たちはお小遣いの範囲で自由な買い物をし、店内でのコミュニケーションを楽しみ、地域社会の高齢者と子どもたちとの世代間交流の場の提供を行う。年齢差を超えた会話から互いが多くを学び、高齢者は子供たちとの交流により社会貢献する生きがいを見出し、次代の社会を担う子どもたちは、高齢者とのふれあいにより多くを学び、子どもたち一人ひとりの育みを応援する町の中の「ふれあい」と「慈しみ」の場の提供を行う。

生産者と消費者 子供たちと高齢者との接点を構築する事を事業目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人多摩川流域生活支援ネットワーク

三 代表者の氏名

金嶽 憲義

四 主たる事務所の所在地

東京都青梅市裏宿町六百六十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、多摩川流域を中心とした地域及び施設に居住する知的障害者や高齢者に対して、安心、安全で信頼して頂ける地域生活の支援事業や社会参加を促進する

事業を行い、その人権を守り、自立を図ることで、障害保健福祉及び高齢者福祉の向上と利用者の立場に立った地域での安定的な生活に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人数理の翼

三 代表者の氏名

上野 雄文

四 主たる事務所の所在地

東京都港区新橋一丁目十七番一号 新幸ビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、会員相互の協力により科学に対する広範な知識、知見を提供し、科学に対して興味を持つ児童、生徒、学生に対して、次世代を担う人材としてその育成を行うこと、および、それに関連して、広く不特定多数の市民、団体等に対して科学に関する提言や啓発活動を行い、もって、社会教育、子どもの健全育成などの公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環の会

三 代表者の氏名

星野 寛美

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区下落合四丁目二十三番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は子期しなかった妊娠で悩む人、出産条件が整わず悩む親、出産後の育児に悩む親に対して、子どもの生命を守るための特別養子縁組制度等の相談に関する事業を行い、子どもの福祉の増進を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アイゴ21

三 代表者の氏名

山田 和孝

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区石神井台六丁目十八番二十一五〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、特に障害者及びその家族に対して、障害者の地域生活とその自立を支援するために、グループホーム事業、就労支援事業、自立生活プログラム事業、デイケア事業、情報提供事業、相談事業などを行うことで、総合的な福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第

一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ポジティブ・フロム・ジャパン

三 代表者の氏名

大深 讓

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区湊一丁目十番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、ストレス、いじめ、貧困、災害、闘病などで心身に痛みや苦しみを抱える人々に対し、教育・講演を通じてポジティブシンキングを引き出すためのメンタルケアの大切さを伝え、共に思いやり、活性し合える社会の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人むさしの発達障がい支援サークルしよーとてんぱー

三 代表者の氏名

田中 由佳

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市中町一丁目二十二番二一六〇二号

ランプレオ武蔵野

五 定款に記載された目的

この法人は、発達・知的障がい児（主に自閉症）とその家族、学生ボランティアを対象として、余暇活動を通じて自閉症の特性を知ってもらい、多くの障がい者と接する機会を提供することにより、障がい者との関わり方を理解し、教育・福祉現場や社会に活かしてもらうこと、また障がい者の家族むけに上映会、勉強会を開催し障がいのある家族との関わり方の理解を深めて関係をよりよくすること、そして自閉症の主訴である社会性の発達の障がい軽減するために早い時期から人の手を借り社会経験を積むことで適応する力を育み、障がい者、健常者がお互いに過ごしやすい社会づくりに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こもれば

三 代表者の氏名

鈴木 敬三

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市東浅川町二百二十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域に居住する障害者に対して、その人

権を守り、グループホームの活動を行い地域生活の支援をとおして自立を図り、社会参加を促進する事業を行い、地域社会と地域の障害保健福祉の発展に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の

確定及び選挙すべき委員の数について

平成二十六年七月六日に行う東京都市計画事業有明北土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十一条第三項の規定による異議の申出がなかったので、同令第十二条第一項の規定により公告する。

なお、この選挙人名簿は、同条第三項の規定により、この公告の日において確定するものである。

あわせて、同条第四項の規定により、この選挙において選挙すべき委員の数を、次のとおり定めた。

平成二十六年六月九日

東京都知事 舩 添 要 一

宅地の所有者が選挙すべき委員の数

九人

宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数

一人

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出

について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、渋谷駅街区開発事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十六年六月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京急行電鉄株式会社

取締役社長 野本 弘文

洪谷区南平台町五番六号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 富田 哲郎

洪谷区代々木二丁目二番二号

東京地下鉄株式会社

代表取締役社長 奥 義光

台東区東上野三丁目十九番六号

二 対象事業の名称

洪谷駅街区開発事業

三 工事着手の予定年月日

平成二十六年六月十日

四 工事完了の予定年月日

平成四十年三月三十一日

五 届出日

平成二十六年五月二十六日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年六月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

洪谷駅前共同ビル

二 店舗所在地

洪谷区神南一丁目二十三番十号

三 設置者名

東京急行電鉄株式会社ほか三名

四 設置者住所

洪谷区南平台町五番六号ほか

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

青山商事株式会社ほか三十七名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

青山商事株式会社ほか三十七名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社スローアトワークスほか一名

八 変更前の小売業者の住所

洪谷区洪谷一丁目三番八号 第二栄来ビル五階(株式会社スローアトワークス)ほか

九 変更後の小売業者の住所

新宿区新宿六丁目二十七番二十九号 パークハビオ新宿イーストサイドタワーアネックス三〇八・四〇八(株式会社スローアトワークス)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名

小林 慎一郎(株式会社スローアトワークス)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名

三迫 篤司(株式会社スローアトワークス)ほか

十二 変更日

平成二十六年三月一日ほか

十三 届出日

平成二十六年五月十九日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

平成二十六年六月九日から同年十月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十六年六月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

池袋グロブ

二 店舗所在地

豊島区東池袋一丁目二十一番四号

三 設置者名

三井不動産株式会社

四 意見

ア 聴取者 豊島区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年五月二十六日



五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十六年六月九日から同年七月九日  
まで。ただし、東京都の休日に関する条  
例(平成元年東京都条例第十号)に定め  
る休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

雑 報

東京都職員共済組合障害審査委員規程の一部を改正する  
規程を公布する。

平成二十六年六月九日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

●東京都職員共済組合規程第七号

東京都職員共済組合障害審査委員規程の一部  
を改正する規程

東京都職員共済組合障害審査委員規程(平成八年東京都  
職員共済組合規程第五号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「報酬等」を「報酬」に改め、同条第  
二項を次のように改める。

2 委員は、審査案件に応じた報酬を組合から受けること  
ができる。

第八条第三項中「報酬等」を「報酬」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正  
後の東京都職員共済組合障害審査委員規程の規定は、平成  
二十六年六月一日から適用する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002